

味つけ表普及促進協会 会則

(名称)

第1条 この会は、味つけ表普及促進協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長所在地に置く。

(目的)

第3条 本会は、「味つけ表」の普及促進に関する活動（事業）を行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ① 味つけ表の普及に関する広報活動
- ② 味つけ表の利活用に関する啓蒙活動
- ③ その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、味つけ表を利活用し、その普及に努めることを参加の条件とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込を代表あて提出して承認を得る。

(会費)

第7条 当分の間、会費は徴収しない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出して任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- 会長 1名
- 事務局長 1名

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 事務局長は、本会の事務全般を担当する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2023（令和5）年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

付 則

1 この会則は、2019（令和元）年7月1日から施行する。